

議第5号

八百津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の
方針の変更について（岐阜県決定）

令和2年12月16日提出

岐阜県都市計画審議会

会長 高木 朗義

都政第326号の4

岐阜県都市計画審議会

八百津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更したいので、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により諮問します。

令和2年11月26日

岐阜県

上記代表者 岐阜県知事 古田 肇

八百津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別のとおり変更する。

八百津都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更理由書

本区域は、木曾川を中心とした多くの自然に恵まれ、中濃圏域を代表する公園・緑地があり、圏域における自然との共生の一翼を担っている区域であるとともに、東海環状自動車道を利用した広域からのアクセスも良好で、木曾川とのふれあい、交流の拠点としての役割も担っている区域です。

また、就労や買物等、様々な面で、隣接する可児都市計画区域、美濃加茂都市計画区域、御嵩都市計画区域と密接しており、今後も社会状況が変化する中、これらの都市計画区域と連携が必要な区域となっています。

このようなことから、本区域では、都市の将来像を「人と自然が響き合い未来へ奏でる人道のまち やおつ」として掲げ、「豊かな生活の実現」、「活力ある地域づくり」、「良好な環境の創造」の3つの基本理念をもとに、まちづくりに取り組みます。

本区域における以上のような都市の将来像について、2019年（平成31年）に実施した都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、都市の発展の動向、人口等の現状及び2030年（令和12年）を目標年次とした将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設等についてのおおむねの配置、規模等を定め、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、別のとおり変更するものです。

議第5号

八百津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（岐阜県決定）
に関する補足説明

1 変更内容

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に定める、「都市計画の目標」、「区域区分の決定の有無及び区域区分を定めるときはその方針」、「土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針」のうち、以下の項目について変更する。

なお、基準年は平成22年から令和2年に、目標年次は平成32年から令和12年に変更する。

【主な変更(追加)内容】

①土地利用の方針

- ・低・未利用地（空き地・空き家）の活用による住環境の整備
- ・市街地における建築物の密度の構成に関する方針

②都市計画基礎調査の結果の反映

2 関係機関との協議

国土交通大臣及び八百津町

3 縦覧期間

令和2年11月2日から令和2年11月16日まで

4 意見書

なし

八百津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(八百津都市計画区域マスタープラン)

岐 阜 県

目 次

1	当該都市計画区域における現状と課題	1
1-1	既定計画におけるまちづくりの方針	1
1-2	まちづくりの現況	1
1-3	当該都市計画区域の課題	3
2	都市計画の目標	5
2-1	都市づくりの基本理念	5
2-2	地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）	5
2-3	各種の社会的課題への都市計画としての対応	7
2-4	当該都市計画区域の広域的位置づけ	8
3	区域区分の決定の有無	9
3-1	区域区分の有無	9
4	主要な都市計画の決定の方針	11
4-1	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	11
1.	主要用途の配置の方針	11
2.	市街地における建築物の密度の構成に関する方針	11
3.	市街地の土地利用の方針	12
4.	その他の土地利用の方針	12
4-2	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	13
1.	交通施設の都市計画の決定の方針	13
2.	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	14
3.	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	15
4-3	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	15
1.	主要な市街地開発事業の決定の方針	15
2.	市街地整備の目標	15
3.	その他の市街地整備の方針	16
4-4	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	16
1.	基本方針	16
2.	主要な緑地の配置の方針	16
3.	実現のための具体の都市計画制度の方針	17
4.	主要な緑地の確保目標	17

1 当該都市計画区域における現状と課題

1-1 既定計画におけるまちづくりの方針

八百津都市計画区域（以降、「本区域」という。）を構成する第5次八百津町総合計画（2017年度～2024年度）において、目指すべきまちづくりの将来像を「ひとと自然が響きあい未来へ奏でる人道のまち やおつ」と定め、まちづくりの将来像を実現するために、次の4つを基本目標に設定しています。

基本目標1：笑顔で寄り添う福祉と健康のまちづくり

基本目標2：快適な生活を過ごせる安心・安全なまちづくり

基本目標3：優しく郷土愛を育む歴史・文化のまちづくり

基本目標4：ともに考え、ともに創る魅力・にぎわいのあるまちづくり

以上の既定計画の柱より、本区域における都市計画としてのまちづくりの方針を以下のように整理します。

■若者が誇りに思う活力と魅力あるまちづくり（活力ある地域づくり）

■住民とともにつくる快適で住みよいまちづくり（良好な環境の創造）

■心豊かにやすらぎをもって暮らせるまちづくり（豊かな生活の実現）

1-2 まちづくりの現況

本区域は、豊かな自然に恵まれ、多くの観光資源を有している一方で、人口減少や少子高齢化が進行しており、それに伴い空き地・空き家が増加しています。

まちづくりの方針からみた本区域のまちづくりの現況は以下のとおりです。

(1) 若者が誇りに思う活力と魅力あるまちづくり（活力ある地域づくり）

① 人口の動向

- ・2015年（国勢調査）において、八百津町行政区域人口は11,027人、世帯数は3,892世帯、一世帯当たり人員は2.83人となっており、人口は減少傾向、世帯については核家族化が進行しています。
- ・少子高齢化は、深刻な問題となっており、2015年時点では年少人口10.4%、老年人口36.6%と高齢者の比率が高くなっています。
- ・人口動態については、自然動態（出生・死亡）、社会動態（転入・転出）ともに減少しており、主な転出先は、可児市、美濃加茂市等といった近隣市町村となっています。
- ・通勤・通学の状況については、通勤先として可児市、美濃加茂市が多く、通学においては

美濃加茂市、御嵩町、可児市が多くなっています。

- ・人口減少を背景に近年では空き家数が増加しています。

② 産業の動向

- ・就業者構造は、第1次産業 3.4%、第2次産業 42.5%、第3次産業 54.1%（2015年）となっています。
- ・本区域は、銘柄材「東濃ひのき」の産地となっていますが、近年、木材価格の低迷、山林作業の労働条件等により林業離れが進み、あわせて農業後継者不足、兼業農家の増加により、第1次産業就業者数は減少しています。また、第2次産業就業者数も1990年をピークに減少傾向にあり、就業構造は第1次産業、第2次産業から第3次産業へと大きく転換しています。
- ・商業については、消費者のニーズの多様化、自動車による商圈の拡大に伴い、美濃加茂市、可児市への大型商業施設の出店等の影響を受け、商店数、従業者数ともに減少しています。
- ・本区域内には、野上・和知工業団地がありますが、町全体としては、従業者数、製造品出荷額、事業所数ともに減少しています。
- ・本区域は、豊かな自然に恵まれ、丸山ダム、蘇水峡、五宝滝等の多くの観光資源を有しています。

(2) 住民とともにつくる快適で住みよいまちづくり（良好な環境の創造）

- ・都市計画区域は、八百津町行政区域面積の 36.8% (47.37k m²)、都市計画区域人口は、2015年現在で八百津町行政区域人口の 81.9% (9,030人) を占めています。
- ・本区域では、区域区分の設定及び用途地域の指定は行われていません。
- ・木曾川沿川及び(国)418号・県道沿道の限られた平地に住宅地等が形成されており、(国)418号や県道沿道が住民の生活、産業活動の中心となっています。
- ・住宅地等の建築物密集地区には、狭あい道路がみられます。
- ・山間部の尾根沿いには、集落が形成されています。
- ・(国)418号、(主)多治見白川線、(一)多治見八百津線、及び(一)野上古井線が、本区域と他地域を結ぶ重要な路線として整備されています。
- ・(主)多治見白川線の「やおつトンネル」が開通したことにより、(都)東海環状自動車道の可児御嵩インターチェンジへのアクセス時間は短縮されています。
- ・廃線となった名鉄八百津線の代替として、YAOバスや町内を巡回するコミュニティバスが運行されています。
- ・高齢化率の高い本区域においては、バリアフリー等の対応が、公共施設をはじめ各施設において十分と言えない状況となっています。

(3) 心豊かにやすらぎをもって暮らせるまちづくり（豊かな生活の実現）

- ・木曾川沿川及び(国)418号沿道の市街地を除くと森林が多くを占めており、豊かな自然が残っており、木曾川周辺は、自然公園地域に指定されています。
- ・本区域には、蘇水公園、諸田公園、人道の丘公園、稲葉城公園といった都市公園、めい想の森等の多くの自然公園、休養林があります。
- ・都市計画区域人口一人当たりの都市計画公園面積は、5.4 m²/人(2018年度末)となっています。
- ・木曾川及び長良川の水質を守るため、流域別下水道整備総合計画に基づいた木曾川右岸流域関連公共下水道事業が実施され、流域関連公共下水道計画処理区域は、八百津・野上・和知・伊岐津志地区の一部で447haとなっており、388ha(2018年度末)を供用開始しています。

1-3 当該都市計画区域の課題

まちづくりの現況を踏まえた本区域の課題は以下のとおりです。

(1) 若者の定住と産業活性化につながる基盤の整備

- ・人口流出の抑制、若者の定住を促進するため、住宅用地の確保、良好な公営住宅の提供ができるよう既存ストックの有効利用、空き家バンクを活用した良質な空き家の確保などを図る必要があります。
- ・本区域内における道路交通の利便性の向上、本区域中心部における交通渋滞の解消を図るため、木曾川の護岸道路を整備する必要があります。
- ・雇用の促進を目指し、周辺環境に配慮した工場の誘致を図るため、用地、周辺道路の整備を図る必要があります。

(2) 快適な暮らしを創造する良好な住環境の形成

- ・本区域は、平野の末端に位置することから平地が少なく、木曾川により都市的土地利用の広がりが制限されており、限られた土地を計画的かつ有効に活用する必要があります。
- ・八百津・伊岐津志・和知・野上地区においては、緊急車両の円滑な通行、災害時における安全性の向上を図るため、これらの狭あい道路を解消する必要があります。
- ・今後、さらなる高齢社会を迎えるにあたり、乗降が楽な低床バスや乗客の希望する場所で乗降できるデマンドシステムの導入や、地域に密着したバス路線網やバスシステムの導入を検討する必要があります。
- ・高齢社会を迎えて、高齢者が安全に利用できるよう、手すり、スロープの設置等、バリアフリー対策を含めた高齢者に配慮した施設を整備する必要があります。

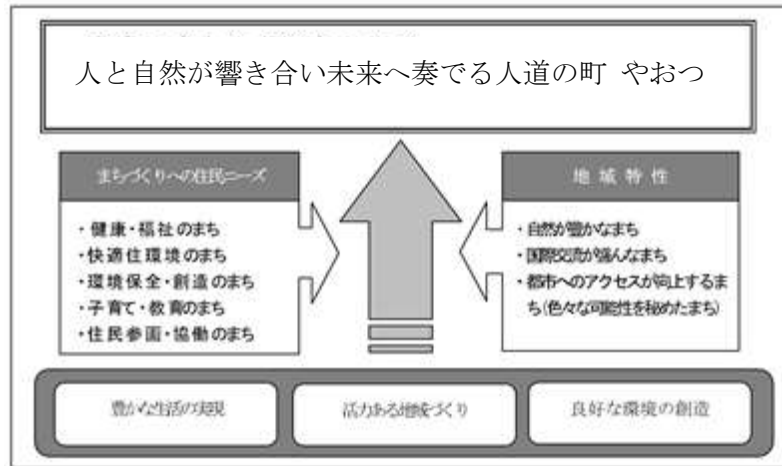
(3) やすらぎを提供する自然環境の保全

- ・ 建築物等を整備する際、本区域の貴重な資源である河川周辺の水辺の風景、森林及び山並みの風景等、景観に十分配慮した整備を図る必要があります。
- ・ 町内に点在する公園・緑地を、町民の憩いの場や観光資源として有効活用するために、公園・緑地のネットワークの形成を図る必要があります。
- ・ 公園等が本区域中心部から東部に集中していることから、地理的条件や人口のバランスを踏まえ、子供から高齢者までが、安心して利用できる身近な公園、緑地の確保と利用者のニーズに対応した多目的な施設・設備を備えた公園の整備を進める必要があります。
- ・ 貴重な資源である河川の水質を保全するため、積極的に下水道整備事業の推進を図るとともに、供用が開始された地区においては、水洗化率の向上を図る必要があります。

2 都市計画の目標

2-1 都市づくりの基本理念

本区域では、都市の将来像を「人と自然が響き合い未来へ奏でる人道のまち やおつ」として掲げ、「豊かな生活の実現」、「活力ある地域づくり」、「良好な環境の創造」の3つの基本理念をもとに、まちづくりに取り組めます。



2-2 地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）

本区域を、将来都市構造の視点から、「住居地域」、「商業地域」、「工業地域」、「農業・集落地域」及び「森林・緑地地域」の5つの地域に大別し、地域毎のまちづくりのイメージを示します。

(1) 住居地域

(国)418号、(主)多治見白川線、(一)多治見八百津線、及び(一)野上古井線沿道の住宅地区及び木曾川の右岸、左岸に広がる野上、伊岐津志地区に新たに整備する住宅地においては、敷地規模、道路、まち並み等に十分配慮するなど、安全で良好な住環境の形成を図る地区とします。

(2) 商業地域

(国)418号、(主)多治見白川線の交差点付近の沿道に小規模店舗が点在した地域は、基盤の整備や商業施設等の誘導を図り、本区域の中心としてふさわしい魅力ある商業地の形成を図る地区とします。

(3) 工業地域

本区域内の工業団地では、環境悪化の防止及び周辺環境の保全に努めながら、良好な工業地を形成する地区とします。

(4) 農業・集落地域

本区域北部及び北西部の山間部の平地に住宅と農地が点在した地域では、生活基盤の整備を図りつつ、周辺の自然と調和した田園居住空間の形成を図る地区とします。

(5) 森林・緑地地域

①山林地区

住居地域、商業地域及び工業地域等を除く地域は、水源の涵養機能を有し、土砂流出等の災害を防止する上で重要な役割を担うとともに、無秩序な開発を規制しながら、美しい山並みにより人々の心を豊かにする場を形成する地区とします。

②公園・緑地地区

木曾川周辺及び本区域北東部に位置する公園・緑地は、バランスのとれた整備・保全を図りながら、人々にうるおいとやすらぎを提供する空間を形成する地区とします。

図：地域区分図



2-3 各種の社会的課題への都市計画としての対応

社会的課題に対する本区域における都市計画上の対応は以下のとおりです。

(1) 適正な土地利用誘導による集約型都市構造の実現

- ・都市機能を集積するとともに、空き地・空き家等の低・未利用地の有効利用、オープンスペースの確保、公営住宅などの既存ストックの活用など、限られた土地を計画的かつ有効に活用した、コンパクトな市街地の形成を目指します。
- ・市街地外の集落地については、周辺の田園や里山の環境との調和を図り、新たな宅地開発を抑制するなど、農地を保全し、無秩序な市街化は原則として行いません。
- ・広域道路網を活用し都市の活力を生み出すために必要な産業用地の確保や、良好な居住環境の形成等のために必要な場合には、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮しつつ計画的な整備を許容します。

(2) 環境負荷の軽減

- ・水源の涵養機能、山地災害の防止機能を有する山林の維持増進に積極的に取り組み、多面的機能の発揮を目指します。
- ・下水道等の整備を推進し、木曾川を中心とした河川の水質悪化防止に努めます。
- ・循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制（リデュース）・再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）の3Rを一層進め、環境への負荷の少ない資源・エネルギー循環型社会の構築を目指します。
- ・低炭素社会を実現し、地球温暖化などの環境悪化の防止を図るため、公共施設の緑化の推進、公共交通機関の利用促進、都市における円滑な交通を確保する道路網の整備、環境負荷が少ない省エネルギー型の交通機関の導入など、環境に優しい都市と交通システムの構築を検討します。

(3) 都市の防災・防犯性の向上

① 防災性の向上

- ・住宅地等における公園・緑地等のオープンスペースの確保、建築物の密集地区、狭あい道路の解消を図り、火災延焼の防止、緊急車両の円滑な通行の確保に努めます。
- ・老朽化した道路の改良等にあわせ、水道等のライフラインに対しても、耐震構造化など整備改良を含め、十分な安全性の確保に努めます。
- ・集中豪雨等による災害が頻発していることから、都市型水害や土砂災害等による被害を軽減するため、土砂災害防止法に基づく区域指定を進め、土砂災害のおそれのある区域において一定の開発を抑制し、警戒避難体制の整備やハザードマップの活用を図るなどのソフト対策や、河川改修等の治水事業、砂防えん堤、溪流保全工等を整備する砂防事業、森林

地域の保全とその水土保全機能を高める森林整備事業の実施などを進めます。

② 防犯対策の強化

- ・「人の目」を確保するために、街頭防犯カメラ・街路灯の設置、道路や公園等を防犯に配慮した構造とする他、地域住民による自主防犯活動や監視体制の強化により、地域と連携して犯罪が発生しにくい環境づくりに努めます。

(4) 都市のバリアフリー化

- ・高齢者にやさしいまちづくりのため、バリアフリー化の推進は、ますます重要となっているため、公共交通網の充実や、道路、公共施設などの都市基盤のバリアフリー化を積極的に推進するとともに、民間の施設においても、バリアフリー化が促進されるよう、指導・広報に努めます。

(5) 良好な景観の保全・形成

- ・丸山ダム、蘇水峡、五宝滝等をはじめとする、山々と木曾川の豊かな自然資源、景観の保全を図るとともに、町の観光資源でもある公園・緑地のネットワークを通して、町民や訪れた人々が豊かな自然とふれあい、自然の重要性を再認識できるよう、計画的な整備と保全に努めます。

2-4 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本区域を含む周辺の1市6町1村（美濃加茂市、八百津町、坂祝町、川辺町、富加町、七宗町、白川町、東白川村）で構成される「みのかも定住自立圏共生ビジョン」では、「国籍や文化などを超えて、一人ひとりがお互いを理解し、尊重し、圏域に住む人、働く人、学ぶ人みんなが、いつまでも、いきいきと、安心し、住み続けたい、住んでみたいと感じるまちづくり」を目的に、地域資源をバランスよく有効活用し、魅力ある雇用環境の整備、特産品開発、快適で安全・安心な生活環境の整備などを進めています。本区域においては、「広域幹線道路整備計画」に基づく生活幹線道路の整備や行政界道路の維持管理等の共同実施や、緊急時における応急給水の連携体制の構築などを行っています。

また、他都市計画区域とのつながりという点においても、本区域は、就労、買物等、様々な面で、特に、可児都市計画区域、美濃加茂都市計画区域、御嵩都市計画区域と密接しており、今後とも社会状況が変化する中、これらの都市計画区域との連携が一層重要となります。

3 区域区分の決定の有無

3-1 区域区分の有無

本区域の現状及び今後の見通しを分析し、「市街地の拡大の可能性」、「良好な環境を有するコンパクトな都市の形成」及び「緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮」の視点から区域区分の有無を定めます。

(1) 本区域の現状及び今後の見通し（展望）

① 地形その他の地理的条件

- ・本区域においては、周辺を山林に囲まれた木曾川周辺の限られた平地部を中心に住宅地等が形成されており、周辺の丘陵地には集落が形成されています。

② 人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通し

- ・本区域内人口は減少傾向にあり、2040年には約5,300人と推計されています。

③ 産業の業況及び今後の土地需要の見通し

- ・高齢者の増加による生産年齢人口割合の低下に伴い、就業率の減少、第1次・第2次産業から第3次産業へのさらなる移行が予測されます。
- ・工業については、事業所一箇所当たりの製造品出荷額は増加しているものの、事業所数は減少しており、今後も現状維持もしくは低下すると予測され、新たな土地需要は低いと考えられます。
- ・商業については、小規模店舗が多く、近年では商店数も減少しており、今後も現状維持もしくは低下すると予測され、新たな土地需要は低いと考えられます。
- ・豊かな自然に恵まれ、多くの観光資源を有しているため、多くの人々が観光に訪れていますが、近年では減少傾向にあります。

④ 土地利用の現状等

- ・住宅地は、木曾川及び(国)418号沿いに形成されているものの、DID（人口集中地区）はなく、周辺には山間部の平地に集落が形成されています。
- ・商業地は、木曾川、(国)418号、(主)多治見白川線に囲まれた地域に集積しています。
- ・農地は、木曾川沿川の住宅地周辺部、山間部の集落周辺部に展開しています。
- ・都市計画区域面積のうち、山林・原野が68.8%を占めており、農地8.5%、宅地5.4%となっています。

⑤ 都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通し

- ・都市計画道路は、本区域南西端を横断している(都)東海環状自動車道の1路線のみです。
- ・都市計画区域内における主要幹線道路の延長は61.8kmであり、このうち整備済み延長は45.4km(整備率73.5%)、配置密度0.96km/k㎡(2018年)となっています。
- ・下水道の処理人口普及率は、94.0%(2018年)となっています。
- ・本区域における都市計画公園面積は4.9haであり、都市計画区域人口一人当たり5.4㎡/人(2018年)となっています。
- ・野上地区(22.0ha)及び伊岐津志地区(24.0ha)では、優良な農地を確保しつつ、宅地に転用できるように、農業振興地域の見直しを計画します。

(2) 区域区分の有無

① 市街地の拡大の可能性

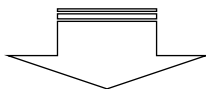
本区域においては、地形的な制限から、限られた地域に人口が集積されてきたと言えます。また、本区域の人口は減少傾向にあり、今後もその状況が変わらないものと考えます。このため、都市的土地利用の拡大の可能性は低いと言えます。

② 良好な環境を有するコンパクトな都市の形成

本区域においては、道路、下水道等の基盤整備が、計画的に整備が進められており、良好な集落環境を形成することが可能です。

③ 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

保安林や自然公園の指定など、他法令の規制により自然環境が保全され、開発の可能性は低いと考えられます。



以上により、本区域においては、都市的土地利用の拡大の可能性が低く、区域区分によらなくとも良好な環境を有するコンパクトな都市を形成することが可能なことから、区域区分を定めないものとします。

4 主要な都市計画の決定の方針

4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 主要用途の配置の方針

(1) 住居系

- ・(国) 418号沿道の既成住宅地では、狭あい道路の解消、新たな生活道路の整備等、基盤整備を推進し、住環境の向上を図ります。
- ・木曾川右岸、左岸に広がる野上・伊岐津志地区においては、今後の人口、世帯数の変化、都市化の進展を見据えながら、ゆとりある居住空間を有する良好な住宅地として整備します。

(2) 商業系

- ・商業・業務施設の立地等の際には、(国) 418号と(主)多治見白川線の交差点付近沿道の小規模店舗が集積する地区に誘導を図り、さらなる商業・業務施設の集積に努めるとともに、本区域の中心商業地区として必要な道路をはじめとする基盤整備を促進します。

(3) 工業系

- ・本区域内にある既存の和知工業団地・野上工業団地では、生産機能の強化・維持のために必要な土地需要については、周辺の自然環境や住環境に配慮しながら、工業団地周辺の工業系土地利用を検討します。

2. 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

(1) 住居系

- ・周辺環境との調和を図りながら中密度(容積率200%)を基本として適切に定めます。

(2) 商業系

- ・幹線道路沿道において、ゆとりあるまち並み形成に向けて中密度(容積率200%)な市街地形成を図ります。

(3) 工業系

- ・ゆとりある就業環境や防災上の安全性を確保するため、中密度(容積率200%)な市街地形成を図ります。

3. 市街地の土地利用の方針

(1) 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・主要な幹線道路沿道の既成住宅地においては、これらの狭あい道路の解消を図り、居住環境の改善に努めます。また、必要に応じて、公園整備によるやすらぎ空間の創出、公共施設整備による利便性の向上を図ります。
- ・自然と共生した緑豊かで良好な住環境を目指すため、住宅地周辺の山林の保全・維持に努めます。

(2) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・住宅地等における道路の緑化、公共施設内の緑化、景観を損なう建築物の抑制に努めます。
- ・シンボルロードとなる(国)418号については、やすらぎのある空間の形成を図るため、歩道の整備、緑化の推進に努めます。

4. その他の土地利用の方針

(1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・木曾川周辺のまとまった農地については、生産性の高い農業を維持するため、農地を保全します。

(2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、無秩序な宅地開発等を抑制するとともに、農地、保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などは、災害防止の観点から保全し開発を抑制します。
- ・必要な開発等を行う場合には、雨水・土砂流出の抑制に努めます。
- ・本区域北部を中心に、多くが急峻な地形を有しており、土砂災害等の発生を防止するため、治山・砂防事業を積極的に行うとともに、森林が有する水源涵養機能の強化に努めます。

(3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・森林については、保健休養機能が発揮できるよう、森林の保全とそれに必要な施設の確保に努めます。

(4) 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

- ・集約型都市構造の実現に向け、市街地外においては、新たな宅地開発の抑制、農地・山林の保全に努め、新たな土地利用の需要に対しては、既存の市街地内の低・未利用地の活用を促進します。ただし、都市の活力につながる産業用地の確保等のために必要な場合には、

周辺の自然環境や営農環境、居住環境等との調和に十分に配慮し、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、計画的な都市的土地利用を許容します。

4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 交通施設の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 交通体系の整備の方針

- ・広域交通網の形成を図るため、(都)東海環状自動車道の可児御嵩インターチェンジへの良好なアクセス条件を活かして、東西軸・南北軸の強化を図ります。また、本区域中心部においては、狭あい道路の解消等により道路網の強化を図ります。
- ・さらなる高齢社会に対応するため、低床バスやデマンドシステムの導入等、地域に密着したバス路線網やバスシステムの導入を検討します。

② 整備水準の目標

- ・概ね20年後の整備水準の目標として、本区域内における主要幹線道路の配置密度を1.30km/km²（整備率100%）とします。

(2) 主要な施設の配置の方針

① 道路

種 別	路 線 名
広域的な交流軸	(都)東海環状自動車道
周辺市町村との東西連携軸	(国)418号((国)418号丸山バイパスを含む)、(一)野上古井線、(一)多治見八百津線
周辺市町村との南北連携軸	(主)多治見白川線

(3) 主要な施設の整備目標

優先的に概ね10年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種 別	名 称	備 考
道 路	(国)418号	一部
	(都)東海環状自動車道	一部

2. 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 下水道及び河川の整備の方針

●下水道

- ・公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指すとともに、公共下水道の早期普及のために、将来的な土地利用の動向や地理的条件等に配慮しながら、普及率の向上に向けた計画・整備を推進します。

●河川

- ・関係機関との連携を図り、親水性、景観等に配慮し、護岸、その他関連施設の整備に努めます。さらに、流域全体の保水機能を維持又は向上させるため、開発者に対しては雨水流出抑制などの対策を実施する指導を図ります。
- ・洪水調節及び発電機能の増強、流水の正常な機能の維持を目的として、既設の丸山ダムを嵩上げる形で新丸山ダムが建設中であり、事業の円滑な進捗と早期完成を目指すよう、関係機関に働きかけます。

② 整備水準の目標

●下水道

- ・概ね 20 年後の整備水準の目標として、合併浄化槽等による処理を含めた汚水処理人口普及率 100%を目指します。

●河川

- ・木曾川の丸山ダムより下流部の県管理区間については改修不要区間となっていますが、上流部の国管理区間については、目標とする治水安全度に応じて整備を進めます。

(2) 主要な施設の配置の方針

① 下水道

- ・八百津・伊岐津志・和知・野上地区に、木曾川右岸流域関連公共下水道を配置します。

② 河川

- ・本区域の主要な河川として木曾川を位置付けます。

(3) 主要な施設の整備目標

- ・優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種 別	名 称	備 考
下水道	流域関連公共下水道	八百津・野上・伊岐津志・和知処理区
河 川	新丸山ダム	

3. その他の都市施設の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

- ・し尿処理については、公共下水道事業の推進により縮小を図りますが、公共下水道が整備できない区域においては、引き続き、し尿処理が必要となるため、広域の連携強化を図り、処理体制の充実に努めます。
- ・ごみ処理については、関係機関との連携を図り、住民の意識の高揚、分別処理の徹底、リサイクル化の推進を図り、ごみの減量化に努めます。
- ・本区域における、し尿・ごみ処理は、広域事務組合により広域処理されており、今後も、広域の連携強化を図り、処理体制の充実に努めます。

(2) 主要な施設の配置の方針

① し尿処理施設

- ・し尿処理については、可茂衛生施設利用組合が運営する緑ヶ丘クリーンセンター（美濃加茂市）を配置します。

② ごみ処理施設

- ・一般廃棄物については、可茂衛生施設利用組合が運営する可茂クリーンパーク（可児市）を配置します。

(3) 主要な施設の整備目標

優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設はありません。

4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・本区域においては、工業団地整備、小規模な宅地分譲を除いて、面整備は実施されていません。今後は、居住環境の確保、災害時における安全性の向上を図るため、狭あい道路の解消など、道路等の整備を推進します。

2. 市街地整備の目標

- ・優先的に概ね 10 年以内に実施することを予定する市街地開発事業はありません。

3. その他の市街地整備の方針

- ・本区域の中心的な市街地を形成している八百津地区は、中心地区にふさわしい居住環境の確保、災害時における安全性の向上を図るため、狭あい道路の解消など、道路等の整備を推進します。
- ・(一)野上古井線沿道の良好な空間の確保に努めるとともに、和知・野上地区においては、交通アクセスに恵まれていることから、ある程度規模の大きな住宅地へと誘導します。
- ・伊岐津志地区は、(一)多治見八百津線を中心に栄え、交通アクセスや居住環境が良いことから、ある程度規模の大きく良好な住宅地区として誘導します。

4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1. 基本方針

(1) 自然的環境の整備又は保全の方針

- ・豊かな水と緑を保全し、これらの緑と公園がさらに活用されるよう、遊歩道等の整備を図り、木曾川を中心とした水と緑のネットワークの形成に努めます。
- ・公園は、身近な遊び場、コミュニティ形成の場、そして災害時の避難場所として重要な役割を果たすものであるため、適正な配置・整備を検討します。

(2) 整備水準の目標

- ・概ね20年後の整備水準の目標として、都市計画区域人口一人当たりの都市公園面積は9㎡/人を目指します。

2. 主要な緑地の配置の方針

良好な自然的環境を構成する主要な緑地について、緑地の機能を以下の系統別に評価し、それぞれの配置の方針を示します。

(1) 環境保全系統

- ・木曾川沿川を中心に森林を環境保全機能の健全化を図る緑地として位置付け、人工林の健全な保育管理を進めるとともに、天然林については、自然環境を阻害することがないように管理します。

(2) レクリエーション系統

- ・蘇水峡をはじめとする河川緑地をレクリエーションの場として位置付け、河川周辺の豊かな緑を保全するとともに、その活用を図ります。
- ・住民のスポーツ・レクリエーションの場として、蘇水公園及び諸田公園を位置付けます。
- ・良好な自然環境、散策路を有する憩いの空間として、めい想の森、五宝滝公園等を位置付

けます。

(3) 防災系統

- ・保安林、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地などに指定されている山林等については、土砂災害を防止する緑地として位置付けます。

(4) 景観構成系統

- ・緑と水の自然資源に恵まれた特性を活かし、住宅地区の中央部を流れる木曾川周辺の自然環境を有効に利用できるよう、丸山ダムを中心に旅足川、隠玄田・北山地内を地区住民や近隣都市住民の自然とふれあう場となる緑地として位置付けます。

(5) その他

- ・人道の丘公園、和知城跡（稲葉城公園）等については、歴史的環境を保全する緑地として位置付けます。

3. 実現のための具体の都市計画制度の方針

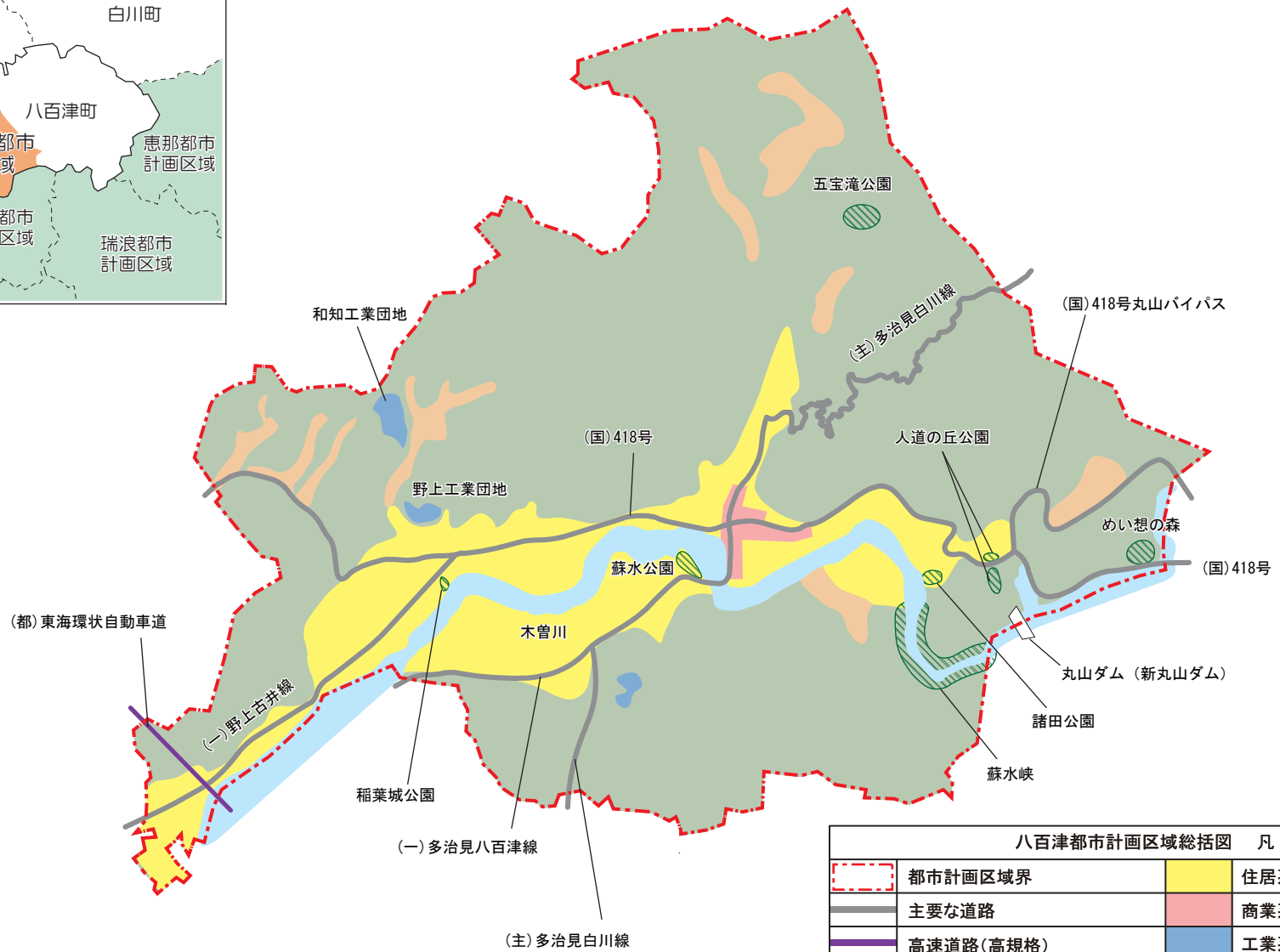
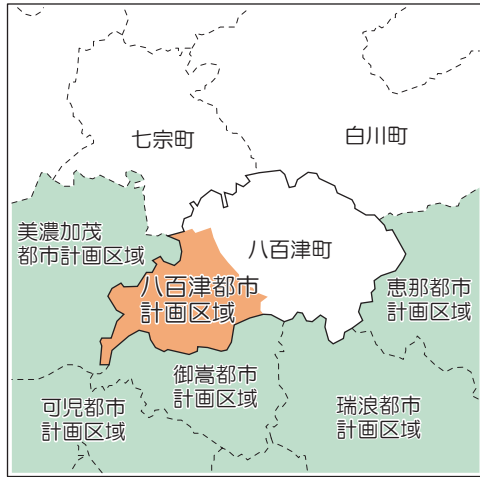
配置された緑地について、整備又は保全を実現するために選択する具体の都市計画制度は以下のとおりです。

- ・蘇水公園については、良好な自然的環境の保全、災害時の緩衝機能・レクリエーション機能の維持を目的に、今後も現在の都市計画公園としての環境・機能の維持を図ります。
- ・自然環境の豊かな緑地や災害時における緩衝機能の維持を目的として配置された緑地については、維持・保全に努めます。
- ・農業振興地域をはじめとする都市計画法以外の規制制度についても、良好な自然環境の保全あるいは災害時における緩衝機能の維持を目的として、これらの規制制度の方針の維持に努めます。

4. 主要な緑地の確保目標

- ・優先的に概ね10年以内に整備することを予定する具体の公園等の公共空地はありませんが、今後、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するため、必要に応じ公園等の公共空地の計画的な整備を進めます。

八百津都市計画区域 総括図



	都市計画区域界		住居系
	主要な道路		商業系
	高速道路(高規格)		工業系
	主要な河川		その他(農地、集落他)
	主要な公園・緑地等		その他(森林他)